

参議院選挙における合区の解消と憲法についての 国民的議論の喚起を求める意見書

二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、去る7月10日に、徳島・高知、鳥取・島根において憲政史上初の合区による選挙が実施され、都道府県別の投票率は、高知県で最下位、徳島県がその次に低く、両県ともに過去最低を更新する結果となった。投票率の低下や選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国の在り方を考えていく上でも、多様な地方の意見を、国政の中でしっかりと反映させる必要がある。

こうしたことから、次の参議院選挙に向け、合区を解消する短期的な対応が求められるところであるが、抜本的な解決には、参議院の在り方について、都道府県の代表としての役割を憲法に規定するなど、衆議院と差別化を図る議論を行う必要がある。

また、国、地方を通じた最重要課題である地方創生や地方分権の推進に向け、挙国一致での取組が不可欠な現在、現行憲法の地方自治に関する規定は、わずか4条しかなく、地方自治の基本原則とされる地方自治の本旨についても、表現が抽象的で分かりにくく、地方自治の侵害を防ぐための基準として不十分であるとの指摘があることなどから、憲法改正について、主権者である国民において幅広く議論されるべきである。

日本国憲法は昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、一度も改正されていない。この間、我が国の人口は増加から減少へと転じ、地球規模での環境問題、各地で頻発する大規模災害、さらに、日本を取り巻く外交安全保障情勢の変化など、現行憲法は様々な面で現実との間に乖離や矛盾を生んでいる。

よって、国においては、平成31年の次期参議院選挙までに合区の解消を行うとともに、様々な課題について抜本的な解決を図るため、新しい時代にふさわしい国家の在り方を構想し、憲法についての国民的議論の喚起と合意形成を行うよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月24日

徳島県議会議長 嘉 見 博 之